

通知送付の主旨と内容について

(資格情報のお知らせと個人番号確認のお願い)

2024 年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止となり、医療機関等の窓口では、マイナ保険証の提示が求められます。しかし、マイナ保険証には、健康保険の資格情報の記載がないため、加入者の皆さまへ本通知を送付させていただきます。

まずは、加入者ご自身で資格情報と個人番号(マイナンバー)の下 4 桁をご確認のうえ、「資格情報のお知らせ(カード)」を切り取り、マイナ保険証と合わせて大切に保管し、ご利用ください。

(注)マイナ保険証とは健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード

10700600
松戸 1 食パン

1234-12345678
2 2
健康 太郎 健方
健康 花子 健



1234

000002

〒101-0033
東京都千代田区神田岩本町 1 番地
山崎製パン健康保険組合
☎ 03-3258-1801
保険者番号 06139083

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和 6 年 6 月 1 日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234	番号	12345678	(枝番)	22
氏名	健康 花子				
フリガナ	ケンタ ハナコ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	令和 3 年 5 月 1 日				
保険者名	山崎製パン健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。
表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合は、保険者までご連絡ください。

① **** * 9 8 7 6

右を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

②

資格情報のお知らせ
発行通番 0000100001 令和 6 年 7 月 1 日発行
山崎製パン健康保険組合
保険者番号 06139083
記号 1234 番号 12345678 (枝番) 22
氏名 健康 花子
負担割合 3割
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

1 マイナンバーの下 4 桁が記載されています

当組合に登録されているマイナンバーの下 4 桁を表示しており、健康保険の資格情報と併せて、加入者自身で確認願います。誤りがあった場合は下記の連絡先までご連絡ください。

山崎製パン健康保険組合

TEL : 03-3258-1801

2 「資格情報のお知らせ」です。

以下の場合に利用できます。

給付金の申請時に！

健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

医療機関の受診時に！

機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない医療機関等においては、この「お知らせ」と併せて提示することで、今までどおり受診できます。

※ 70 歳未満の方は負担割合が印字されていません。

※ 「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。



よくある質問&回答

Q 1. 現行の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日に廃止されたら、どうなりますか。

A 1. 廃止日以降は、健康保険証の新規発行・再発行ができなくなります。尚、現在発行済みの健康保険証は、経過措置期間として 1 年間(2025 年 12 月 1 日まで)ご利用いただけます。もし、2025 年 12 月 1 日までに資格喪失した場合は当組合へ返納してください。

Q 2. マイナ保険証を持っていない人はどうなりますか。

A 2. マイナ保険証を保有していない方に対しては、医療機関等を受診できるように 2025 年 11 月末までに当組合より「資格確認書」を交付します。「資格確認書」には有効期限がありますので、ご注意願います。また、記載内容に変更が生じた場合は再発行が必要なので当組合へ申請をお願いします。尚、紛失した場合の再発行は有料になるので、その際にはマイナ保険証への登録をお勧めします。

Q 3. マイナ保険証を利用すると、どんなメリットがあるのですか。

A 3. ① 医療機関・薬局で患者本人が同意すれば、医師・薬剤師が過去の診療情報や薬剤情報を見られるようになるため、治療やお薬の処方に役立てることができ、より良い医療が受けられます。

② 患者本人が申請に必要な情報提供に同意すれば、医療機関窓口での支払いが高額になる場合に「限度額適用認定証」（自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証明書）がなくても、限度額を超える分を支払う必要がありません。

③ 医療費の自己負担額がマイナポータルに記録されるため、確定申告の際に必要な年間の自己負担総額が簡単に分かり、記録されたデータも自動記入することができます。

（注 1）マイナポータルとは、自分に必要な行政手続きや情報の確認ができる、政府が運営する自分専用のインターネットサイト

（注 2）確定申告に際し、12 月分の医療費と給付金の情報については、マイナポータルからの取得が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

④ マイナ保険証を利用する場合の初診料は、健康保険証と比べ 20 円減額されます。

